

2025年5月22日

各位

会社名 株式会社海帆
代表者名 代表取締役 守田 直貴
(コード番号: 3133 東証グロース)
問合せ先 取締役管理本部長 水谷 準一
(TEL. 052-586-2666)

第三者割当による新株式及び第8回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当により発行される新株式（以下、「本新株式」といいます。）及び第8回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行を行うこと（以下、本新株式及び本新株予約権の発行を総称して「本第三者割当」といいます。）を決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

<本新株式の募集の概要>

(1) 払込期日	2025年6月10日
(2) 発行新株式数	1,386,900株
(3) 発行価額	1株につき721円
(4) 調達資金の額	999,954,900円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取り概算額については、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (1) 調達する資金の額」をご参照下さい。
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 FGA TRUST Limited 1,386,900株
(6) その他	上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としております。

<本新株予約権の募集の概要>

(1) 割当日	2025年6月10日
(2) 新株予約権の総数	83,217個 (1個につき100株)
(3) 発行価額	総額96,698,154円 (新株予約権1個につき金1,162円)
(4) 当該発行による潜在株式数	8,321,700株
(5) 資金調達の額	6,096,643,854円 (内訳) 本新株予約権発行分 96,698,154円 本新株予約権行使分 5,999,945,700円 発行諸費用を差し引いた手取概算額については、

	「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (1) 調達する資金の額」をご参照ください。
(6) 行使価額	1株につき721円
(7) 割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 FGA TRUST Limited 83,217個
(8) その他	①行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なるものであります。 ②その他 上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としております。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、当社（株式会社海帆）及び子会社6社より構成されており、飲食事業、再生可能エネルギー事業を主たる業務としております。2024年8月30日付で株式会社BOBS及び株式会社ワイデン（2024年9月17日付で株式会社Kaihan Medicalへと商号変更しております。）の株式を取得し、2025年3月期第2四半期より、連結対象としたことにより、同事業を「メディカル事業」として新たに報告セグメントに追加しております。さらに、2025年4月2日付で株式会社NEPAL HYDRO POWER HOLDINGSの株式を取得し2026年3月期より同社を連結の範囲に含まれる予定です。

2025年3月期は、主力の飲食業において引き続き「新時代」ブランドの展開が好調に推移し、同セグメントのセグメント利益は113,201千円（前年同期はセグメント利益195,683千円）と黒字を確保いたしました。

また、物価や原材料価格の上昇が続くなか、飲食業界全体としては一定の回復傾向が見られております。当社グループとしては、今後の収益性改善に向け、新たな報告セグメントの追加も含め、以下の取り組みを推進してまいります。

- ・持続可能再生エネルギー事業の完全黒字化
- ・メディカル事業の拡充、拡大
- ・海外事業展開の立ち上げ
- ・原材料費高騰に対応した価格戦略・メニュー見直しの実施
- ・子会社との協業を通じた原価・物流の統合と効率化
- ・店舗オペレーションの効率化による労務コスト最適化

しかし、2025年3月期の連結営業損失は462,211千円と、売上高において、株式会社Kaihan Medicalが主に業務支援を予定していた美容クリニックの新規出店の遅れにより約200,000千円、予定していた医療機器販売等で約210,000千円、また、見込んでいた広告宣伝費の受注開始が2025年4月にずれ込んだことにより約210,000千円、計約620,000千円売上高が未達となったこと、また、当社管理の店舗が予定していた売上に達しなかったことにより約110,000千円、株式会社SSSにおいては、直営だった店舗を運営委託に変更したことにより約29,000千円減少し、合計で約760,000千円売上高が未達となり見込みよりも売上が減少したことを主な

要因として営業損失となりました。

(飲食事業)

当セグメントにおきましては、2021年5月14日開示の「フランチャイズ契約の締結に関するお知らせ」のとおり、株式会社ファZZの「新時代」業態にF C加盟を行い既存店舗の業態転換を進めてまいりました。また、2022年7月15日開示の「株式会社 SSS の株式取得（子会社化）に関するお知らせ」のとおり、関東圏を中心に居酒屋事業を運営する会社の株式を取得し、事業エリアの拡大に向けて取り組んでおります。

業態転換を行った「新時代」は引き続き好調な業態であり、2025年3月末現在で当社グループの「新時代」店舗数は20店舗となっております。また、その他業態を含めると、当社は27店舗（内F C 8店舗）、子会社である株式会社 SSS は19店舗（内F C 18店舗）の店舗展開となっております。

2025年3月期のセグメント売上高は2,425,771千円（前年同期比0.5%減）、セグメント利益は113,201千円（前年同期はセグメント利益195,683千円）となりました。

(再生可能エネルギー事業)

当セグメントにおきましては、2022年10月21日に新たにKAIHAN ENERGY JAPAN 合同会社（2023年1月31日付でKR ENERGY JAPAN 合同会社へ商号変更しております。）を、2023年3月31日にはKR エナジー1号合同会社を設立し再生可能エネルギー事業を開始いたしました。

2025年3月期では新たな太陽光発電設備の開発の着手による固定資産の取得及び一部の設備で工事が完了し電力会社との系統連系が行われたことにより、2023年9月より売電が開始されております。

その結果、2025年3月期のセグメント売上高は85,142千円（前年同期比2,070.1%増）、セグメント損失は35,846千円（前年同期はセグメント損失246,215千円）となりました。

2025年4月末時点において売電を開始している物件の内訳は以下のとおりです。東北電力エリアでは31区画・合計出力1,534.5kW（AC）、東京電力エリアでは45区画・2,227.5kW（AC）、中部電力エリアでは8区画・396.0kW（AC）、中国電力エリアでは11区画・544.5kW（AC）、四国電力エリアでは4区画・198.0kW（AC）が稼働しており、全国5エリアにわたって計99区画・総発電出力4,900.5kW（AC）の設備が売電を開始しております。

併せて、当該事業における人員体制は以下のとおり構築しております。

- ・当社（親会社）
担当役員：田口 錬
担当部署：再生可能エネルギー事業部
配置人員：1名
- ・KR ENERGY JAPAN 合同会社
執行役員：水谷 準一
事業内容：太陽光等の再生可能エネルギー資源を利用した発電所の開発、発電、売電等
- ・KR エナジー1号合同会社

業務執行社員：KR ENERGY JAPAN 合同会社

常駐人員：なし

また、新たに再生可能エネルギー事業の一環として、2025年2月28日に開示しました「簡易株式交換による株式会社 NEPAL HYDRO POWER HOLDINGS の完全子会社化に関するお知らせ」のとおり、ネパール共和国における水力発電事業（総発電量 281.4MW）を開始いたしました。また、水力発電所 8 か所の権利を保有する新法人 KS HYDROPOWER PVT LTD の設立は、2025年5月6日に完了しております。

併せて、当該事業における人員体制は以下のとおり構築しております。

- ・当社（親会社）
担当役員：守田 直貴
担当部署：再生可能エネルギー事業部
配置人員：4名（当社人員3名）
- ・株式会社 NEPAL HYDRO POWER HOLDINGS
配置人員：3名
事業内容：海外における再生可能エネルギー事業の開発、運営
- ・NEPAL HYDRO POWER PLANT Pvt. Ltd
配置人員：なし
事業内容：再生可能エネルギー事業
- ・KS HYDROPOWER PVT LTD
配置人員：4名（当社人員2名）
事業内容：再生可能エネルギー事業

（メディカル事業）

当セグメントにおきましては、2024年8月30日に新たに株式会社 BOBS 及び株式会社 ワイデン（2024年9月17日付で株式会社 Kaihan Medical へ商号変更）を簡易株式交換（一部金銭交付）により 100%子会社としました。両社は、大阪府に本社を置く医療法人大美会（大阪府大阪市中央区東心斎橋二丁目8番28号 理事長南真実子）（以下、「大美会」という。）の MS 法人（正式名称を「メディカル・サービス法人」といい医療機関の経営形態の一つであり、クリニックや歯科医院の経営を支援する法人をいう）であり、当該 MS 法人は大美会の運営する美容クリニックにおける集客及び経営における全般に関してコンサルタント業務を受託する法人となります。具体的にはクリニックにおける広告に関する業務、SNS に関する業務、予約管理業務、経営管理業務、事業計画立案及び事業拡大におけるコンサルティング業務を受託しております。当該 MS 法人を取得することにより、当社が現時点で業務支援を行っております医療法人社団修永会（愛知県名古屋市中区栄3丁目15番37号 理事長宮嶋尊則）（以下、「修永会」という。）の業務支援にも活用してまいります。

なお、2024年12月25日付で、当社の完全子会社で連結子会社である株式会社 Kaihan Medical を存続会社とし、同じく当社の完全子会社で連結子会社である株式会社 BOBS を消滅会社とする吸収合併を実施しております。株式会社 Kaihan Medical は、事業拡大における

コンサルティング業務の一環として、当社が支援先の新規出店費用を負担することにより、支援先の新規出店を容易にします。

また、当社は医療機器の販売・貸与業を行っており、支援先である「大美会」および「修永会」が新規出店を行う際には、当社から医療機器を導入していただく形で、医療機器の販売または貸与を行います。

2025年3月期におきましては、2024年8月より業務を開始した結果、セグメント売上高は280,439千円、セグメント利益は107,342千円となりました。なお、大美会とのコンサルティング契約につきましては、当初の計画に沿って想定どおりに受注が進んでおり、本セグメントの業績に貢献しております。

こうした中、当社グループは、「幸せな食文化の創造」という社是のもと、ビジネスチャンスを着実に収益に繋げ、企業価値を高めていくために、以下の点に取り組んでまいります。

① 財務体質の健全化

2022年3月に行った臨時株主総会により決議致された第三者割当による新株式の発行及び第5回新株予約権の発行により調達した資金については、すでに全額充当済みでございます。今後は本第三者割当を含めた調達により持続可能再生エネルギー事業の完全黒字化、メディカル事業の拡充、拡大、海外事業展開の立ち上げ、そして飲食事業の新規店舗の出店を進めることで、業績の回復を図ってまいります。

② 経営管理体制の強化

当社グループは、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信用され、支持される企業となるために、コーポレート・ガバナンス向上への積極的な取り組みが不可欠であると考えております。当社グループといたしましては、今後も意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実、監査役及び会計監査人による監査との連携強化等になお一層努めてまいります。加えて、全従業員に対しても、継続的なコンプライアンスの啓蒙・教育を実施してまいります。

③ 衛生管理の強化、徹底

外食産業においては、食中毒事故や食材の偽装表示の問題等により、食品の安全性や品質管理に対する社会的な要請が強くなっております。また、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大を防止するためには、より一層入念な消毒を実施することが重要となります。

当社グループの各店舗・事業所におきましては、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底するとともに、品質保証室による店舗への定期的な監査も行っており、その結果に基づき、各店舗・事業所に指導を行う等の衛生管理体制を整備しております。

④ 人材の確保及び育成

当社グループにおける最も大切な経営資源は「人」であります。当社グループ独自の風土が生み出す「人間力」は、サービス向上の原動力であり、差別化の源泉として、貴重な経営資源であると考えております。

当社グループとしましては、従来から注力している新卒・中途採用の一層の充実を図り、育成につきましては、お客様に満足して頂けるサービスを提供できる人材として、店舗スタッフのOJTは勿論、マネジメントクラスへのマネジメント研修も実施するほか、人事

制度の一層の充実にも取り組んでまいります。

また新たに追加するセグメントに対応するため、各セグメントにおける事業推進が可能となる体制構築、人材確保に努めてまいります。

⑤ 営業基盤の立て直し

外食産業におきましては、個人消費の低迷を受けての低価格路線や、企業間競争の激化による既存店売上の減少等により、企業収益の低下傾向が長く続いており、さらにウクライナ情勢の長期化による資源や原材料価格の高騰、円安による輸入コストの急増など、依然として厳しい経営環境が続いております。当社グループの飲食事業におきましては、2025年3月期末現在で46店舗を有しております。業態別では、居酒屋業態の「新時代」を20店舗を展開しており、そのうち16店舗を当社が運営し、4店舗を子会社である株式会社SSSが運営しております。当社が運営するその他の業態は27店舗で、その8店舗はフランチャイズ形態での展開となっております。さらに、子会社の株式会社SSSにおいては、「新時代」を含む計9店舗を運営しており、そのうち18店舗がフランチャイズ店舗となっております。

なお、これらの店舗数には重複があるため、グループ全体としての実店舗数は46店舗となっております。企業によるテレワークの導入など生活様式の変化の中で、飲食事業の事業内容を早急に見直す必要がございます。そのような環境のなか、デリバリーやテイクアウト、一部店舗へのランチタイムの導入など、消費者ニーズに対応し、お客様の満足度を十分確保する観点で、立地特性に応じたメニュー開発や接客サービスの向上に注力し、お客様に喜んで頂ける店づくりに努めることを通して、収益力の底上げを図ってまいります。

当社グループは、単体では2019年3月期以降、継続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しており、また、連結では2023年3月期以降、継続して、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。2025年3月期においても営業損失462,211千円、経常損失504,468千円、当期純損失737,838千円を計上しております。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。このように依然として安定した収益基盤とは言えないことから、当社としても収益力の向上及び財務基盤の安定化が急務であると認識しており、経営課題として認識して経営を取り進めております。

さらに、2025年3月末時点において現預金残高も436,604千円（2024年3月末時点では804,673千円）といまだ営業損失が継続している状況においては潤沢な資金状況とはいえない財務状況であります。

このような経営成績を受け、当社は事業拡大に伴う収益化の向上ならびに財務基盤の安定化といった施策を加速化させるべく、資金調達の必要性が生じております。資金調達の方法として、資金使途の性質や、当社の財務体質の安定性を確保する必要性から、間接金融ではなく、直接金融による資金調達の早期実現が必須不可欠であると判断いたしました。さらには、本第三者割当を行うことによって、手元資金の充実だけでなく、今後データセンター等により需要が急拡大している再生エネルギー事業の機動的対応、海外事業の加速化、収益力の高いメディカル事業の拡充などの財源として、企業価値向上に結び付く事業展開の資本充実が実現できるものと考えております。

当社といたしましては既存株主の皆様の株式価値を毀損することなく、企業価値を向上することに配慮しておりますが、運転資金の確保、再生可能エネルギー事業の拡充並びに有利子負債の圧縮といった目的を達成するために、議決権比率ベースで 18.56%と希薄化が生じながらも本第三者割当による資金調達を行うことが、当社グループの株式価値向上に資する最良の選択であり株主価値の向上につながるものと判断しております。

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

当社の資金需要につきましては、「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載のとおりであります。資金調達の方法としては、飲食事業だけでなく新たなセグメントにかかる再生エネルギー事業、メディカル事業等の飛躍的な事業拡大を目的としており、資金用途の性質や、当社グループの財務体質の安定性を確保する必要性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。

そのため、当社としましては、直接金融による株主資本の増強を図ることを軸に調達方法の検討をいたしました。直接金融による調達方法としては、一般に株主割当、公募、第三者割当によるものがあります。株主割当としては全ての株主に対するライツイシュー等がありますが、当社事業がなお推進途上にある中で、全ての株主や新株予約権者から追加的な資金を調達することは容易ではないことから合理的ではないと判断いたしました。

また、直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、調達に要する時間が第三者割当による新株式及び新株予約権の発行と比較し多大にかかることや、必要資金の調達規模と現在の当社の経営成績、株価動向、株式流動性等から引受証券会社を見つけることは困難であることから、現時点における資金調達方法としては合理的ではないと判断いたしました。

本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達スキームは、当社といたしましても、本新株式の発行により、財務体質の強化を図り、事業成長のための一定額を迅速にかつ確実に調達することができるとともに、割当予定先の要請と協議に基づき、本新株予約権の発行により割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、本新株予約権の発行は必ずしも一度に大量の新株式を発行するものではないため、当社及び当社既存の株主にとっても、資金調達を全て新株式により調達する場合と比べて、権利行使が完了するまでには一定程度の期間を要することが想定されます。そのため、既存株式の希薄化が段階的に進む点において、既存株主に対する希薄化は避けられないものの、一定の配慮ができると判断して採用いたしました。

なお、当初の計画通りに、本新株予約権の行使による資金調達を行うことができない場合、その時点における当社の事業環境、財務状況に鑑みて、別途の手段による資金調達を実施する可能性があります。

<本新株予約権の特徴>

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

本新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、MSCB や MS ワラントと比較して既存株主の皆様の株主価値の希薄化の抑制と、機動的な資

金調達促進が図られるように定められており、以下の特徴があります。

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮等の点で懸念が示される価格修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されております。発行当初から行使価額は 734 円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、本新株予約権の対象株式数も発行当初から発行要項に示される株式数で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

② 買取請求権（取得条項）

本新株予約権には、割当日以降いつでも、2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当社は本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額で取得することができる旨の取得条項が付されております。かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、当社の判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

なお、当社の資本政策の柔軟性を確保すること並びに割当予定先の行使促進を促すという観点からも、本新株予約権に買取請求権（取得条項）を設定しておくことは、当社にとっては必要であると考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①払込金額の総額	7,096,598,754 円
(内訳)	
本新株式の発行	999,954,900 円
本新株予約権の発行	96,698,154 円
本新株予約権の行使	5,999,945,700 円
②発行諸費用の概算額	29,750,000 円
③ 差引手取概算額 (①－②)	7,066,848,754 円

(注) 1. 本新株式の払込金額の総額 999,954,900 円
 本新株予約権の払込金額の総額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額 6,096,643,854 円

2. 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、以下のとおりです。

・登記費用：24,500,000 円

- ・割当予定先等調査費用：250,000円
- ・新株予約権価格算定費用：2,000,000円
- ・有価証券届出書作成等支援業務費用：3,000,000円

4. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。その際には投資対象事業のリスクジェーリング及び手元資金又は別途第三者割当等による調達による充当を想定しております。

(2) 調達する資金の具体的な用途

<本新株式の発行により調達する資金の具体的な用途>

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 運転資金（人件費、地代家賃、仕入資金等）	35	2025年6月
② 借入金返済（資金用途：運転資金または再生可能エネルギー事業に関する設備費用として）	627	2025年6月
③ 太陽光発電設備の取得を目的とした連結子会社である「KR ENERGY JAPAN 合同会社」及び「KR エナジー1号合同会社」への出資金 総額：338百万円	338	2025年6月
合計	1,000	

(注) 1. 上記の資金用途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。

<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な用途>

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 運転資金（人件費、地代家賃、仕入資金等）	381	2025年7月～2027年5月
③ 太陽光発電設備の取得を目的とした連結子会社である「KR ENERGY JAPAN 合同会社」及び「KR エナジー1号合同会社」への出資金 総額：3,187百万円	3,187	2025年6月～2026年3月
④ 水力発電設備の取得を目的とした連結子会社である「株式会社 NEPAL HYDRO POWER HOLDINGS」及び「NEPAL HYDRO POWER PLANET. Ltd」への貸付け 総額：1,860百万円 担保：なし 利率：0.5% 利息支払時期：元金と一括 貸付時期：子会社による水力発電設備関連の固定資産取得の支払時期による。 弁済期日：貸付時期から6年間とする	1,860	2025年6月～2026年9月

⑤ 飲食事業における新規出店資金	151	2025年7月～2027年5月
⑥ 連結子会社である「株式会社Kaihan Medical」への貸付（目的：株式会社Kaihan Medicalの支援先による新規出店資金） 総額：320百万円 担保：なし 利率：1.5% 利息支払時期：元金と一括 貸付時期：株式会社Kaihan Medicalの支援先による新規出店の支払時期による。（株式会社Kaihan Medicalの資金負担） 弁済期日：貸付時期から2年間とする	320	2025年6月～2025年8月
⑦ スポーツイベント事業に係る新規事業費用	167	2025年6月～2027年5月
合計	6,066	

- (注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。
2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。
3. 支出予定時期は本新株予約権の行使期間と同期間の2027年5月までとしております。
4. 上記⑥「連結子会社である「株式会社Kaihan Medical」への貸付（目的：株式会社Kaihan Medicalの支援先による新規出店資金）」を優先的に充当し、各資金使途については、記載順に従って順次資金を充当していく予定です。

本第三者割当により調達する資金の具体的な使途は以下の通りです。

① 運転資金（人件費、地代家賃、仕入資金等）

当社は、2020年から拡大した新型コロナウイルス感染症の影響による様々な行動規制等により、来店客数の減少により店舗の売上高が大きく減少したことで、早期に業績の改善が見込めない店舗は撤退を行い、飲食事業の規模を小さくしておりました。

2022年3月2日に開示いたしました「第三者割当による新株式発行、第5回新株予約権の発行及び親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」で記載しましたとおり、資金調達を行い、店舗の改装や新規出店を行った結果、2025年3月期における売上高は2,791百万円となり、前年同期における売上高2,442百万円から、前年比114.3%と改善しております。しかしながら、現在収益力のある飲食事業においては昨今のロシア・ウクライナ情勢等の影響による原材料価格の高騰に伴う食材原価や光熱費の高騰等、依然として厳しい経営環境が続いております。

そのため飲食事業の売上高及び利益のみでは当社の運転資金及び再生可能エネルギー事業のコストを全て賄うことが難しいため、今般の調達資金より、足元の実績から見込んだ金額として仕入資金（約50百万円/月）や人件費（約80百万円/月）、地代家賃（約21百万円/月）の一部として35百万円及び381百万円を充当する予定であります。記載の仕入資金、人件費、地代家賃全額を毎月充当することではなく、毎月の支払日もずれがあることから、資金調達の進捗次第で適宜充当していく予定であります。

② 借入金返済

当社は、今後の安定的な収益基盤を確立するために、再生可能エネルギー事業を推進し、当社の連結子会社である「KR ENERGY JAPAN 合同会社」及び「KR エナジー 1 号合同会社」にて、太陽光発電設備の開発・建設を進めておりますが、再生可能エネルギー事業は初期投資が多く、収益化を確立するまでに期間を要する結果となっております。上記「① 運転資金」に記載の現在収益力のある飲食事業の売上高及び利益のみでは当社の運転資金及び再生可能エネルギー事業のコストを全て賄うことが難しいため、以下のとおり、金融機関以外の第三者から 600 百万円の借入を行っております。

借入先である株式会社マーベリック、株式会社ロジキュー、多田正幸氏とは、当社取締役である吉川元宏が 2015 年から面識がある株式会社 aurora 長南久氏に当社の財務状況が厳しいため、第三者割当増資が完了するまでの期間の融資先を探したい旨相談したことにより、株式会社 aurora 長南氏が多田氏に相談した経緯で多田氏の紹介を受け、当社取締役である吉川元宏と多田氏が面談を行い、その後複数回の面談を長南氏の仲介を伴って交渉を行い、2024 年 11 月に資金の借入を行いました。

1) 借入金 (250百万円)

借入先	株式会社マーベリック (代表取締役 多田正幸)
当初借入金額	250 百万円
借入実行日	2024 年 11 月 27 日
当初返済期日	2025 年 2 月 28 日
返済予定日	2025 年 6 月 10 日
最終返済期日	2025 年 6 月末日
利率	5 %
2025 年 6 月 10 日利息残高 (遅延損害金含む)	1,200 万円
担保	なし
資金用途	運転資金または再生可能エネルギー事業に関する設備費用として
2025 年 6 月 10 日借入残高	250 百万円

2) 借入金 (250百万円)

借入先	株式会社ロジキュー (代表取締役 多田正幸)
初回借入金額	50 百万円
初回借入実行日	2024 年 11 月 27 日
当初返済期日	2025 年 2 月 28 日
2 回目借入金額	50 百万円
2 回目借入実行日	2025 年 1 月 27 日
当初返済期日	2025 年 3 月 31 日
3 回目借入金額	150 百万円
3 回目借入実行日	2025 年 2 月 14 日
当初返済期日	2025 年 3 月 31 日
返済予定日	2025 年 6 月 10 日

最終返済期日	2025年6月末日
利率	5%
2025年6月10日利息残高 (遅延損害金含む)	1,100万円
担保	なし
資金使途	運転資金または再生可能エネルギー事業に関する設備費用として
2025年6月10日借入残高	250百万円

3) 借入金 (100百万円)

借入先	多田正幸
当初借入金額	100百万円
借入実行日	2025年2月14日
当初返済期日	2025年3月31日
返済予定日	2025年6月10日
最終返済期日	2025年6月末日
利率	5%
2025年6月10日利息残高 (遅延損害金含む)	400万円
担保	なし
資金使途	運転資金または再生可能エネルギー事業に関する設備費用として
2025年6月10日借入残高	100百万円

そのため、今般の調達資金より、借入金返済として627百万円(金利含む)を充当する予定であります。

一部の取引金融機関からの借入(738百万円)について、現時点では期限の利益喪失に関わる条項を適用する旨の通知を受けていないものの財務制限条項に抵触しております。

③ 太陽光発電設備の取得を目的とした連結子会社である「KR ENERGY JAPAN 合同会社」及び「KR エナジー 1号合同会社」への出資金

当社は、新たに安定的な収益基盤を確立するために、再生可能エネルギー事業を推進し、当社の連結子会社である「KR ENERGY JAPAN 合同会社」及び「KR エナジー 1号合同会社」にて、太陽光発電設備の開発・建設を進めてまいりました。

2023年5月22日に開示いたしました「再生可能エネルギーを活用した長期売電契約締結のお知らせ」のとおり、2025年3月末までに日本国内で計31.350MW-DC/16.335MW-ACのNon-FIT 低圧太陽光発電所(330区画)の開発・建設を進めております。

2025年4月30日現在においては、以下の進捗状況となっております。

- ・取得済区画数：148区画(合計13.90544MW-DC/7.326MW-AC)
- ・売電開始区画数：99区画

残りの取得済み区画については、順次建設を進めており、売電開始に向けた準備を進めております。

上記、太陽光発電設備の開発・建設に関する資金は、自己資金及び金融機関からの調達にて全額（約 5,500 百万円）を賄うことを予定し、金融機関との調整を進めておりましたが、当社の想定より資金調達に時間がかかったため、必要資金の一部を前回のファイナンス（2022年3月2日付第5回新株予約権）の子会社への匿名組合出資（太陽光発電設備の取得を目的とする）による資金（968百万円）、同じく前回のファイナンス（2022年3月2日付第5回新株予約権）の修永会への貸付け（医療設備の取得を目的とする）から返済された資金（200百万円）、自己資金（89百万円）、金融機関から調達した融資（750百万円）にて賄っておりました。残り設備の開発・建設に関わる支払い分（3,525百万円）については、新株式発行による調達資金（338百万円）、本新株予約権による調達資金（3,187百万円）から上記子会社へ匿名組合出資とすることで対応することといたしました。

当社は、2025年3月末までに全330区画において売電を開始する計画でしたが、予定していた資金調達の遅れにより設備取得に関わる契約を締結することができず、当該計画に遅延が発生しております。契約の延長に関しましては、先方と協議中であります。

当該出資金は、上記子会社が太陽光発電設備を取得するための資金として当社が出資するものであり、取得及び売電開始の遅延を挽回するために2025年6月から2026年3月まで338百万円及び3,187百万円を順次充当する予定であり、当該資金において計31.350MW-DC/16.335MW-ACのNon-FIT 低圧太陽光発電所330区画の開発・建設が完了予定となっております。なお、当該資金を用いて取得予定である残りの182区画に関しては、取得が決定次第、別途適時開示にてお知らせいたします。

④ 水力発電設備の取得を目的とした連結子会社である「株式会社 NEPAL HYDRO POWER HOLDINGS」及び「NEPAL HYDRO POWER PLANET. Ltd」への貸付け

新たに再生可能エネルギー事業の一環として、2025年2月28日に開示しました「簡易株式交換による株式会社 NEPAL HYDRO POWER HOLDINGS の完全子会社化に関するお知らせ」のとおり、ネパール共和国における水力発電事業（総発電量 281.4MW）を開始いたしました。なお、本株式交換により、MEL CAPITAL LIMITED 社が当社の株主となっており、所有株式数は 2,785,600 株、所有議決権の割合 5.06% となっております。

また、水力発電所 8 か所の権利を保有する新法人 KS HYDROPOWER PVT LTD の設立は、2025年5月6日に完了しております。

【K. S. Hydropower Private Limited 会社概要】

名 称	K. S. Hydropower Private Limited
所 在 地	Ward No. 3, Kathmandu Metropolitan City, Bagmati Province
代表者の役職・氏名	大森泰則
事 業 内 容	再生可能エネルギー事業
資 本 金	5,000,000NPR（ネパール・ルピー）
設 立 年 月 日	2025年5月6日
発 行 済 株 式 数	50,000 株
決 算 期	4月末
従 業 員 数	4人

主 要 取 引 先	NEA(ネパール電力公社)
主 要 取 引 銀 行	Navil Bank
大株主及び持株比率	NEPAL HYDRO POWER PLANT Pvt. Ltd 51% Surya Maina Holdings 49%

なお、BITMAIN 社との協議の結果、ネパールにおける当社子会社 KS Hydropower Private Limited (以下、KS HYDRO 社) の水力発電事業に対して、BITMAIN 社より出資を受けることで合意に至っております。出資の割合および金額等の詳細については現在協議中です。また、当該水力発電所で発電された電力については、ネパール電力公社 (Nepal Electricity Authority) との間で長期売電契約を締結する予定です。これに加えて、夜間などに発生する発電余剰分については、BITMAIN 社が電力を買い取る形での活用を予定しており、発電電力の無駄を最小限に抑えつつ、安定した収益確保を図る計画です。

また、水力発電所 8 か所の権利については、現物出資により当該法人に対して既に出資済みであります。水力発電事業における水力発電設備の開発・建設は、第一フェーズ (2025 年着工予定～2026 年完成予定)・第二フェーズ (2027 年着工予定～2029 年完成予定)・第三フェーズ (2029 年着工予定～2033 年完成予定) に分けられており、総発電量 281.4MW、総投資額としては 568.2 億円を予定しております。

総額 568.2 億円の内、75% (総額 426 億円) が EPC 建築会社 (以下、「EPC」といいます。) による建中立替 (不動産取引において売主や買主、または不動産仲介業者が一時的に立て替えた費用を取引完了時に精算する手続き) を予定しております。

当該立替分については、金融機関からのリファイナンスおよびインフラファンドからの資金調達等により精算する予定です。残額 25% に相当する 142 億円は、当社負担分として見込んでおります。

この 25% は、各フェーズの着工に際して必要となる資金として段階的に拠出されるものであり、第一フェーズにおいてはその一部である 1,860 百万円を、本新株予約権の資金から拠出したします。なお、当社は出資主体として本事業全体に関与しており、EPC による立替部分を含めた総投資額 568.2 億円相当のプロジェクトリスクに対して、責任ある立場で関わっております。

上記当社負担分、総額 142 億円の内、第一フェーズの当社負担分 1,860 百万円を本新株予約権による調達資金から上記子会社へ貸し付けることで対応することといたしました。

当該貸付金は、株式会社 NEPAL HYDRO POWER HOLDINGS を経由して、連結子会社である NEPAL HYDRO POWER PLANT Pvt. Ltd に対し、水力発電設備の開発・建設資金として貸し付けられるものです。2025 年 6 月から 7 月にかけて 290 百万円を 2026 年 9 月に 1,570 万円を、それぞれ順次充当する予定であり、総額は 1,860 百万円となります。当該資金により、第一フェーズ (2025 年着工予定～2026 年完成予定) における計 36.64MW の水力発電設備の開発・建設が完了する見込みです。

¹ EPC は、Engineering (設計)、Procurement (調達)、Construction (建設) の 3 つの頭文字を組み合わせた言葉で、プラントエンジニアリングの一貫した業務を指します。設計、調達、建設を一括して請け負う事業形態のことです。

本件資金は、2025年6月から2026年9月までの期間貸し付ける予定です。なお、貸付に際しては以下の条件を確認・整備しております。

【貸付条件の概要】

- ・ 貸付金額：18億6,000万円（第一フェーズ当社負担分）
- ・ 貸付期間：2025年6月～2026年9月の期間内
- ・ 返済期日：貸付日から6年後まで
- ・ 資金使途：第一フェーズにおける水力発電設備（36.64MW）の開発・建設に限定
- ・ 貸付実行の前提条件：(a) 第一フェーズの水力発電所に関する以下の権利が、K. S. Hydropower Private Limited に正式に移転されていることを確認
- (b) ネパール電力公社との長期電力買取契約の締結及びライセンス取得
- (c) 各 SPC の運営権の確保
- (d) 発電所予定地が DOED（電力開発局）からの許可を得ていること及び開発に支障がないことの確認

本件により、K. S. Hydropower Private Limited は本プロジェクトの事業主体として水力発電設備の建設・運営を行い、当社は資金面から同社を支援することで、水力発電における24時間365日発電が継続されるベース電源は、再生可能エネルギー領域におけるグループの成長戦略を着実に推進させる事業となると見込んでおります。

なお、貸付の実行時、水力発電設備の着工時、ならびに第一フェーズの水力発電設備が完成次第、別途適時開示にてお知らせいたします。

⑤ 新規出店資金

当社の飲食事業に関しましては上記「①運転資金」に記載のとおり、順調に売上高を改善しておりますが、現在の店舗数のみでは会社全体の資金需要を賄うことができないことから、上記「③太陽光発電設備の取得を目的とした連結子会社である「KR ENERGY JAPAN 合同会社」及び「KR エナジー 1 号合同会社」への出資金」に記載のとおり、再生可能エネルギー事業を推進することで業績の改善を進めております。

飲食事業においては、既存業態で好調である「新時代」による新規出店や、新規業態の開発・取得による業態変更又は新規出店等を行うことにより収益性を向上させ、会社全体の資金需要を賄えるような事業拡大を検討しております。

そのため、今般の調達資金より、151百万円を店舗の新規出店や改装に係る費用に充当する予定でおります。

新規出店に関しては、前同行ったファイナンス（2022年3月2日付「第三者割当による新株式発行、第5回新株予約権の発行及び親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」）及びその後に提出した資金使途の変更（2022年7月16日付「第三者割当増資に係る資金使途の変更に関するお知らせ」）に記載のとおり、店舗の新規出店や

M&Aによる飲食事業の取得により引き続き飲食事業の拡大は行っているものの必要な資金や本社の人的リソースを再生可能エネルギー事業案件に集中していること（再生可能エネルギー事業案件は主として子会社となりますため、必要となった人件費や諸経費に関しては経営指導料として親会社と子会社で精算しております。）、新型コロナウイルス感染症の鎮静化によりコロナ禍より店舗向け不動産の動きが活発になってきたことによる新規物件取得に時間を要すること、部材費の高騰から物件の取得から内外装の工事、その他諸経費を含め1店舗当たり50百万円から60百万円程度の費用を要すると見込んでおり以前より出店コストがかさむことから、2025年7月から2027年5月にかけて1から3店舗の取得予定とする、ゆるやかな出店計画としております。新規業態の開発・取得により業態変更が可能となった場合、既存設備の流用が可能な業態であれば、1店舗当たり20百万円程度の費用となりますが、既存設備の流用できない場合は新規出店時と同程度の50百万円程度の費用と考えております。

⑥ 連結子会社である「株式会社Kaihan Medical」への貸付（目的：株式会社Kaihan Medicalの支援先による新規出店資金）

当社は、さらなる新規事業の構造改革として、美容クリニック事業の支援業務及び医療機器販売・貸与業並びに集客業務を含むヘルスケア事業の参入を検討してまいりましたが、2024年7月4日に開示しました「簡易株式交換による株式会社BOBS及び株式会社ワイデンの完全子会社化に関するお知らせ」のとおり、美容クリニック事業の支援業務を含むメディカル事業の参入を本格的に開始いたしました。

当社の連結子会社である「株式会社Kaihan Medical」は、大阪府に本社を置く医療法人大美会（大阪府大阪府中央区東心斎橋二丁目8番28号 理事長 南真実子）（以下、「大美会」という。）と愛知県名古屋市に本社を置く医療法人社団修永会（名古屋市中区栄三丁目15番37号 エフジー栄ビル3階 理事長 宮嶋尊則）（以下、「修永会」という。）の経営管理・集客・事業拡大におけるコンサルティング等の業務支援を行っております。

なお、当該業務支援には、新規出店に関する支援業務も含まれており、これにかかる費用（物件取得費、内外装費、備品購入費、広告費等）は、契約に基づき当社が一部または全部を負担する場合があります。

大美会および修永会は、株式会社Kaihan Medicalが新規出店費用を負担するスキームにより、初期投資コストを削減し、クリニックの多店舗展開を進めております。これにより、Kaihan Medicalは高度管理医療機器等の販売・貸与業の許可を有しており両法人に対して医療機器の販売および貸与を行うことで、売上高および業務委託費の増加が見込まれるほか、集客支援業務に伴う広告代理収入の増加も期待され、当社メディカル事業の拡大に資するものと考えております。

なお、将来的に修永会との業務支援契約が更新されない場合には、同法人に関連する新規出店計画は中止または見直しとなる可能性がございます。その場合、Kaihan Medicalがこれまでに負担した新規出店に係る費用については、投資回収に時間を要する、あるいは回収が困難となるリスクがございます。加えて、修永会が運営する既存店舗に対する医療機器の販売・貸与および広告代理業務収入も減少する可能性があり、当社グループの業績

に一定の影響を及ぼす可能性がございます。

そのため、今般の資金調達より、320百万円を業務支援先である医療法人の新規出店や医療機器の仕入、また、利益の増加を図るために、広告宣伝費用に充当する予定であります。

業務支援先である医療法人の新規出店に関しては、2025年8月頃の開業を予定しており、内装工事費として190百万円、医療機器の購入費用として70百万円を予定しております。開業した新たなクリニック店舗への集客を目的とした広告宣伝費用を60百万円充当する予定です。

⑦ スポーツイベント事業に係る事業費用

当社は、新たに安定的な収益基盤を確立するために、再生可能エネルギー事業及びメディカル事業を推進しております。

また、さらなる事業の構造改革として当社は、2025年3月14日に開示しました「新たな事業の開始に関するお知らせ」のとおり、新たな事業としてスポーツイベント事業及びスポーツ用具、オリジナル食品・飲料の小売事業（以下、「Sea Sail プロジェクト」という。）を開始しております。

Sea Sailプロジェクトは、サッカーを通じた総合的な事業展開を目指し、KAIHAN CUP（国内・国際サッカー大会）、Sea Sail United（少年サッカーチームの育成・運営）、アパレル事業、EC事業、飲食業（キッチンカー、オリジナル食品・飲料のECサイト販売）の5つの柱で構成しております。

国際サッカー大会を開催し、大会を通じて全国のサッカー少年少女、保護者を対象としたスポーツ用品やチームウェア、オリジナル食品・飲料など、スポーツに係る商品を販売する会員制ECサイトを通じて、新たな収益源の確保を図り、会社全体の資金需要の一部を中長期的に補完できる体制を目指してまいります。ただし、現時点では本事業が単独で他事業の資金需要全体を賄うまでには至らないと認識しており、段階的な収益化を前提とした事業運営を進めてまいります。

そのため、今般の資金調達により、Sea Sail プロジェクトの収益基盤となる、ECサイトの新規構築費用として30百万円、2025年8月から2026年3月までのECサイト運営費用として20百万円を充当する予定です。

加えて、ECサイトへの会員誘導およびブランド認知の向上を目的として、国内外からの参加を見込むサッカー大会「KAIHAN CUP」を2025年6月および2025年12月に開催する計画です。当該大会の企画・制作・運営業務については、提携先である株式会社Birdmanに業務委託を行い、その委託費として82百万円を充当する予定です。また、同大会会場で当社商品を販売するキッチンカーの購入費として12百万円、ならびに大会におけるPR等で23百万円を充当する予定です。

キッチンカーは、SSU（Sea Sail United）事業のシンボリック存在として配備するもので、視認性の高いラッピングを施し、会員や地域住民へのブランド訴求を担う“移動型拠点”として活用します。今年度は全国大会予選や自社イベントで年間10日程度、来年度以降は地域・企業イベントなどで最大50日程度の稼働を見込んでいます。レンタルではブラ

ンディングや柔軟な運用に制約があるため、長期的なコスト効率も踏まえて購入を予定しています。

なお、キッチンカーは2025年9月の購入を予定しており、2025年6月開催予定のKAIHAN CUPでは使用しない計画です。また、同年6月開催分の大会費用については、本資金調達による充当は優先順位として後順位であることから、一部の費用については借入等による資金調達により対応する可能性があります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達した資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2） 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、事業拡大に伴う収益化の向上ならびに財務基盤の安定化につながり、ひいては当社グループの企業価値向上及び既存株主の株式価値向上につながるものと考えており、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

なお、当該第三者割当に係る新株予約権の権利行使が行われなかった場合においては、各使途ごとに必要性や緊急性を勘案のうえ、以下の対応を検討いたします。

- ・短期的な資金需要が高い使途（運転資金や継続中プロジェクト関連）については、金融機関からの借入や他のエクイティ・ファイナンス等により、別途の資金調達を検討します。
- ・中長期的な投資案件については、プロジェクトの優先順位を見直し、一部の使途を中止または実施時期を延期する可能性があります。
- ・また、必要に応じて、各プロジェクトの規模の縮小やコスト構造の見直しを行うことにより、資金需要の抑制を図ります。

5. 発行条件等の合理性

（1）発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

① 本新株式

当社は、割当予定先との協議の結果、本第三者割当増資に係る発行価額について、取締役会決議日（2025年5月22日）の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である801円を基準とし、当該金額に対し9.99%のディスカウントを適用した721円（小数点未満を切り上げ）と決定いたしました。

発行価額を発行決議日前日における東証終値からディスカウント率を9.99%とした経緯としましては、当社が2020年5月に継続企業的前提に関する事項の注記が付されていること、過去事業年度において経常損失を継続して計上していることを勘案し、割当予定先からの発行価額における10%程度のディスカウントの打診を受け、日証協指針に準拠する10%を超えない範囲で、相応の率をディスカウントすることはやむを得ないと判断し、発行価額について割当予定先のディスカウントに対する要望を受け入れた結果によるものとなります。

本新株式の行使価額は本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日の終値である801円に対して9.99%のディスカウント、取締役会決議日前営業日までの直前1ヶ月間の東証終値の単純平均値である829.63円に対して13.09%のディスカウント、取締役会決議日前営業日までの直前3ヶ月間の東証終値の単純平均値である877.53円に対して17.84%の

ディスカウント、取締役会決議日前営業日までの直前6ヶ月間の東証終値の単純平均値である943.76円に対して23.60%のディスカウントとなる金額です。

当社にてディスカウントを含む発行価額を検討するにあたり、日証協指針に照らしても、会社法第199条第3項に定める特に有利な金額による発行に該当することはないことから、1株当たりの払込金額を721円として、第三者割当による本新株式の発行を行うことといたしました。

なお、本日開催の当社取締役会に出席した当社監査役2名（神田 敏行、細野 順三）全員（うち社外監査役の数：2名）から本株式の発行価額は、発行価額を発行決議日前日における東証終値に対する9.99%のディスカウント率も上記記載の事情に照らすと不合理であるとはいえないと評価することができること及び協会指針にも配慮していることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見を得ております。

② 本新株予約権

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関であるTFAに依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価801円（2025年5月21日の終値）、行使価額（721円 ※直前取引日の終値である801円から9.99%のディスカウントを付した価額）当社株式の市場流動性、配当率（0%）、割引率（リスクフリーレート0.734%）、ボラティリティ（64.57%）、クレジット・コスト（23.01%）及び1日当たりの売却可能株式数（直近3年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり日次売買高の中央値の10%（113,275株））等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2025年6月10日から2027年6月9日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を1,162円（1株当たり11.62円）と算定いたしました。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1日当たりの売却可能株式数（直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり日次売買高の中央値の10%（113,275株））を目途に直ちに権利行使を実施することを想定しています。

当社は、当該機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て本新株予約権の1個の発行価額を当該評価額と同額の1,162円としました。

また、行使価額を発行決議日前日の東証終値からディスカウント率を9.99%とした経緯としましては、本新株式の発行価額と同様に割当予定先からの当社の株価におけるボラティリティが高いこと、当社が2020年5月に継続企業の前提に関する事項の注記が付されていること、過去事業年度において経常損失を継続して計上していることを勘案した打診に応じたものとなります。

なお、第8回新株予約権の行使価額は本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日の終値である801円に対して9.99%のディスカウント、取締役会決議日前営業日までの直前1ヶ月間の東証終値の単純平均値である829.63円に対して13.09%のディスカウン

ト、取締役会決議日前営業日までの直前3ヶ月間の東証終値の単純平均値である877.53円に対して17.84%のディスカウント、取締役会決議日前営業日までの直前6ヶ月間の東証終値の単純平均値である943.76円に対して23.60%のディスカウントとなる金額です。

なお、本日開催の当社取締役会に出席した当社監査役2名（うち社外監査役2名）全員から、TFAは、本第三者割当に係る有価証券届出書の作成支援を行っておりますが、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同等額の払込金額を決定していることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ1,386,900株（議決権数13,869個）及び8,321,700株（議決権数83,217個）の合計9,708,600株（議決権数97,086個）となり、2025年3月31日現在の発行済株式総数52,323,283株（議決権数522,988個）に対して、本新株式の発行により2.65%（議決権比率2.65%）、本新株予約権の発行により15.90%（議決権比率15.91%）の合計18.56%（議決権比率18.56%）の希薄化が生じます。

また、本新株式の発行及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数9,708,600株に対して、当社株式の過去6ヶ月間における1日あたり平均出来高は、884,065株であり、本新株式の発行及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式9,708,600株を行使期間である2年間（245日／年間営業日数で計算）で売却すると仮定した場合の1日当たりの株式数は約19,813株となり、上記1日あたりの平均出来高の2.24%に留まることから、当社普通株式は、本新株式並びに本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、本新株式並びに本新株予約権の行使により発行された当社普通株式の売却は、当社普通株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

当社といたしましては、今回の資金調達を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載する通り、必要不可欠であり、当社グループの業績回復が進むことによって既存株主様の利益につながるものであることから、今回の第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、一定の合理性を有しているものと判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名 称	FGA TRUST Limited
② 所 在 地	17/F., SML TOWER, 165 HOI BUN ROAD, KWUN TONG HONG KONG
③ 代表者の役職・氏名	DIRECTOR HARILELA, KAVIKISHIN DIRECTOR YIU, YUHONG JOHN (姚宇航)
④ 事 業 内 容	資産管理信託プラットフォームの構築 等

⑤ 資 本 金	20,000,000 香港ドル
⑥ 設 立 年 月 日	2021年10月19日
⑦ 発 行 済 株 式 数	1,000万株
⑧ 決 算 期	9月末
⑨ 従 業 員 数	38名
⑩ 主 要 取 引 先	GLOBAL credit company limited
⑪ 主 要 取 引 銀 行	Bank of China DBS treasure
⑫ 大株主及び持株比率	BLOOMING HONOR LIMITED 20.0% BRIGHTWICK LIMITED 20.0% FAITH MERIT LIMITED 20.0% FAITHFUL BRIGHT LIMITED 20.0% SOMMET FINEINVESTMENTS LIMITED 20.0%
⑬ 上場会社と割当予定先との関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

※最近3年間の経営成績及び財政状態に関しましては、割当予定先からの意向により当社も入手できていないため、記載しておりません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は本資金調達において、複数の事業会社、投資家候補と接触を重ね、当社の事業概要、事業戦略及び財務状況や事業環境の現状と課題について理解したうえで、資金調達に賛同いただける割当予定先を検討してまいりました。その中で、当社の成長戦略や経営方針、将来の目標等についてご理解をいただいていた以下の割当先が候補に挙がりました。

当社が割当予定先を選定した理由は、以下の通りです。

本第三者割当の割当予定先である FGA TRUST Limited は、KGI 証券株式会社を通じて当社が 2024 年 7 月 19 日に香港にて開催した海外機関投資家向け事業説明会に参加した投資家の一つです。当該説明会は、KGI 証券の顧客に対して案内されたものであり、その案内先の一つに FGA TRUST Limited の東アジア地区投資担当者である Abby Mak 氏が含まれておりました。同説明会において、当社代表取締役の守田直貴および取締役の國松晃が同氏と面識を持ったことを契機に、その後オンラインによる複数回の面談・協議を実施いたしました。2024 年 10 月下旬には、FGA TRUST Limited の Director である Harilela, Kavi Kishin 氏と、当社代表取締役守田直貴および当社社長室室長との間で直接会談が行われ、当社の事業内容および今後の成長戦略について意見交換がなされました。その結果、同社より 2025 年 3 月 17 日付で LOI（意向表明書）が提出され、当社も 2025 年 4 月 8 日付でこれに合意したことから、双方の基本的合意が成立し、FGA TRUST Limited を本第三者割当の割当予定先として選定するに至りました。

FGA TRUST Limited は、これまで日本国内における投資実績は有しておりませんが、同社はグローバルに展開する成長性の高い企業への投資を志向しており、関連事業者などのパートナー事業の紹介支援等も実施されており、当社が手掛ける太陽光発電事業およびネパールにおける水力発電プロジェクトに対して強い関心を示しました。これらの事業は再生可能エネルギー分野における持続可能な成長性を有し、国際市場への展開可能性も高い点を評価いただき、さらなる事業面における加速化の支援のご提案もいただいております。

当社といたしましては、FGA TRUST Limited が当社の成長性や国際事業展開への理解を示し、中長期的な資本関係を構築できる見込みがあることを総合的に勘案し、日本国内における投資実績の有無にかかわらず、割当先として適切であると判断いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である FGA TRUST Limited は、基本的に実質的な事業提携先への純投資を目的としており、割当予定先も本件第三者割当により自身が交付を受けることとなる当社普通株式又は本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、一定比率におけるロックアップの設定がされても許容されるなどの御提案も受けるなど、原則として長期間保有の意思であることを表明しており、市場動向を勘案しながら売却していく方針である旨を口頭で確認しております。なお、本新株予約権につきましては、当社取締役会による譲渡承認が付されており、割当予定先からも、本新株予約権の権利行使を前提として保有する方針であることも口頭で確認しております。

また、当社は FGA TRUST Limited から、本新株式の払込期日から 2 年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、継続所有に関する確約書を払込期日までに取得する予定であります。本新株予約権が第三者に譲渡される場合、本引受契約の内容についても譲受人が引継ぐことを確認し、当社取締役会にて譲渡が承認された場合には、その内容を開示いたします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義とする銀行口座の写し（2024 年 9 月 30 日付. 2024 年 10 月 30 日付. 2024 年 11 月 25 日付. 2024 年 12 月 25 日付. 2025 年 1 月 25 日付. 2025 年 2 月 25 日付. 2025 年 3 月 25 日付. 2025 年 4 月 25 日付）8 か月間を取得し、本新株式の発行価額及び本新株予約権の発行価額及び行使価額を上回る金額が確保されていることを確認しております。

(5) 割当予定先の実態

当社は、FGA TRUST Limited（以下、「割当予定先等」という。）について、割当予定先等の役員又は主要株主（「6. 割当予定先の選定理由等（1）割当予定先の概要」⑫大株主及び持株比率に記載の 5 社すべての株主、）また、登記簿謄本上に親会社の記載は見られず、具体的な資本関係を確認することが出来ないものの、「FGA TRUST Limited」の親会社と同社のホームページにおいて公表される「Payment Asia Services Limited」が暴力団等の反社

会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（住所：東京都千代田区九段南二丁目3番14号 代表取締役：小板橋仁）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先等、割当予定先等の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2025年5月20日現在）		募集後	
吉川 元宏	18.15%	吉川 元宏	15.47%
MEL CAPITAL LIMITED	5.05%	FGA TRUST Limited	14.75%
水嶋 亨	1.35%	MEL CAPITAL LIMITED	4.31%
鳥居 茂徳	1.32%	水嶋 亨	1.15%
野村証券株式会社	1.17%	鳥居 茂徳	1.13%
野村 雄司	0.97%	野村証券株式会社	0.99%
吉田 徹也	0.88%	野村 雄司	0.83%
楽天証券株式会社	0.85%	吉田 徹也	0.75%
河野 広勝	0.54%	楽天証券株式会社	0.72%
水口 雅之	0.50%	河野 広勝	0.46%

- (注) 1. 2025年3月31日現在の株主名簿を基準とし、本提出日（2025年5月21日）までに提出された大量保有報告書並びに変更報告書の内容を反映させ、記載をしております。なお、本欄の持株比率の計算においては2025年4月1日付で効力発生したMEL CAPITAL LIMITEDとの間における株式交換による発行株式数の増加を加味しております。
2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本第三者割当で交付される株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数の合計9,708,600株（議決権数は97,086個）を加算して計算しております。
3. 上記の割合は、所有議決権数の小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
4. 2024年8月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書及び、2025年5月14日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、山田亨氏が2024年5月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。当社の調査において山田亨氏に確認実施致しましたところ、各契約等において保有の確認がされているとの回答がありました。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有 割合(%)
山田 亨	大阪府大阪市港区	8,342,500	15.94

5. 当社は、2025年4月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社

NEPAL HYDRO POWER HOLDINGS を株式交換完全子会社とする株式交換を実施し、当社株式を新たに発行いたしました。

2025年5月13日付で大量保有報告書が関東財務局に提出された内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	代表者の役職・氏名	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
MEL CAPITAL LIMITED	Director YUE KWAN ALAN WONG	Kings Road Quarry Bay HongKong Flat E4, 20F Sunway Garden 989	2,785,600	5.32%

8. 今後の見通し

本第三者割当により調達した資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより事業拡大に伴う収益化の向上ならびに財務基盤の安定化につながり、ひいては当社グループの企業価値向上及び既存株主の株式価値向上につながるものと考えており、流通株式数の増加が見込まれるものと判断しております。また、今回の資金調達による、影響については未定でありますので、判明しだい速やかに公表いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから東京証券取引所の定める上場規則第432条に定める独立第三者からの意見入手及び意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
売上高	2,087,481千円	2,442,771千円	2,791,353千円
営業利益	△601,511千円	△587,547千円	△462,211千円
経常利益	△633,097千円	△568,623千円	△504,468千円
親会社株主に帰属する当期純利益	△1,135,276円	△712,567千円	△737,838千円
1株当たり当期純利益(円)	△36.37円	△15.52円	△14.23円
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産(円)	6.73円	17.54円	26.92円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	55,108,883株	100.0%
現時点での転換価額(行使価額)における潜在株式数	350,500株	0.64%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(注) 潜在株式は当社ストックオプションとなります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
始値	331円	295円	1,139円
高値	353円	1,406円	1,256円
安値	135円	248円	625円
終値	294円	1,195円	836円

② 最近6か月間の状況

	2024年 12月	2025年 1月	2月	3月	4月	5月※
始値	729円	1,003円	1,095円	1,147円	769円	850円
高値	1,115円	1,158円	1,262円	1,147円	930円	888円
安値	702円	961円	912円	836円	603円	800円
終値	1,012円	1,109円	997円	836円	850円	801円

※2025年5月の株価は2025年5月21日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2025年5月21日
始値	813円
高値	816円
安値	801円
終値	801円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①2022年3月2日開示による第三者割当による新株式の発行

払込期日	2022年3月28日
調達資金の額	1,000,000,000円
発行価額	1株につき100円
募集時における発行済株式数	15,137,100株
当該募集における発行済株式数	10,000,000株
募集後における発行済株式数	25,137,100株
割当先	吉川 元弘 10,000,000株
発行時における当初の資金使途及び支出予定時期	① 地代家賃、仕入資金の未払費用：355百万円 (2022年4月～2022年9月) ② 運転資金：750百万円 (2022年4月～2022年9月) ③ その他運転資金および店舗改装、撤退、新規出店 資金：2,443百万円 (2022年4月～2024年3月)
変更後の資金使途及び支出予定時期	① 地代家賃、仕入資金等の未払費用：355百万円 (2022年3月～2022年10月) ② 運転資金(人件費、地代家賃、仕入れなど)：750 百万円 (2022年4月～2022年10月)

	③ その他運転資金および店舗改装、撤退、新規出店資金：976 百万円 (2022 年 4 月～2024 年 3 月) ④ M&A：300 百万円 (2022 年 7 月) ⑤ 子会社の支払いに関する出資金（太陽光発電設備の取得を目的とする）：968 百万円 (2023 年 1 月～2023 年 9 月) ⑥ 修永会への貸付け（院内設備の取得を目的とする）：200 百万円 (2023 年 8 月)
現時点における充当状況	すべて変更後の資金使途に充当済みです。

注：後述の第 5 回新株予約権との合算数値となります。

②第三者割当による第 5 回新株予約権の発行

割当日	2022 年 3 月 28 日
発行新株予約権数	25,000 個(新株予約権 1 個につき 1,000 株)
発行価額	新株予約権 1 個あたり 2,800 円 (総額 70,000,000 円)
発行時における 調達予定資金の額	2,570,000,000 円 (内訳) 新株予約権発行分 70,000,000 円 新株予約権行使分 2,500,000,000 円
割当先	N A I C サステナブル合同会社 15,000 個 T B 1 株式会社 5,000 個 Seacastle Singapore Pte.Ltd 5,000 個
募集時における発行済株式数	15,137,100 株
当該募集による潜在株式数	25,000,000 株
現時点における行使状況	行使済株式数：25,000,000 株 (残新株予約権数：0 個)
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	2,570,000,000 円
発行時における当初の資金使途及び支出予定時期	①地代家賃、仕入資金の未払費用：355 百万円 (2022 年 4 月～2022 年 9 月) ②運転資金：750 百万円 (2022 年 4 月～2022 年 9 月) ③その他運転資金および店舗改装、撤退、新規出店資金：2,443 百万円 (2022 年 4 月～2024 年 3 月)
変更後の資金使途及び支出予定時期	① 地代家賃、仕入資金等の未払費用：355 百万円 (2022 年 3 月～2022 年 10 月) ② 運転資金（人件費、地代家賃、仕入等）：750 百万円 (2022 年 4 月～2022 年 10 月) ③ その他運転資金および店舗改装、撤退、新規出店資金： 976 百万円 (2022 年 4 月～2024 年 3 月) ④M&A：300 百万円 (2022 年 7 月) ⑤子会社への出資金（太陽光発電設備の取得を目的

	とする) : 968 百万円 (2023 年 1 月～2023 年 9 月) ⑥修永会への貸付け (院内設備の取得を目的とする) : 200 百万円 (2023 年 8 月～2023 年 11 月)
現時点における充当状況	すべて変更後の資金使途に充当済みです。

- (注) 1. 前述の新株式との合算数値となります。
2. 2022 年 7 月 15 日付「第三者割当増資に係る資金使途の変更に関するお知らせ」、2023 年 1 月 31 日付「第三者割当増資に係る資金使途の変更に関するお知らせ」及び 2024 年 2 月 6 日付「第三者割当増資に係る資金使途の変更に関するお知らせ」並びに 2025 年 5 月 22 日付「(訂正) 第三者割当増資に係る資金使途の変更に関するお知らせ」のとおり資金使途を変更しております。
3. ⑥修永会への貸付け (院内設備の取得を目的とする) : 200 百万円は、2024 年 4 月 30 日に全額返済されました。返済された資金は、子会社への出資金として充当しております。

(別紙1)

株式会社海帆
募集株式の発行要項

1. 募集株式の種類	当社普通株式	1,386,900 株
2. 払込金額	1 株につき	721 円
3. 払込金額の総額		999,954,900 円
4. 増加する資本金及び 資本準備金の額	資本金 金	499,977,450 円
	資本準備金 金	499,977,450 円
5. 申込日		2025 年 6 月 10 日
6. 払込期日		2025 年 6 月 10 日
7. 募集又は割当方法		第三者割当による
8. 割当先及び割当株式数	FGA TRUST Limited	1,386,900 株
9. 払込取扱場所	あいち銀行	名古屋駅前支店
10. その他		上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としております。

(別紙2)

株式会社海帆
第8回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社海帆第8回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 6,096,643,854 円
3. 申込期日 2025年6月10日
4. 割当日及び払込期日 2025年6月10日
5. 募集の方法及び割当先
第三者割当の方法により、以下に割り当てる。
FGA TRUST Limited 83,217 個
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は8,321,700株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 83,217 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金 1,162 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）は、金 721 円とする。
10. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}$$

$$\text{額} = \frac{\text{株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{1株当たりの時価}} \times \text{割当株式数}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

⑤本項(2)①から③までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2)①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により当該} \\ \text{期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取

引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2025年6月10日から2027年6月9日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

本新株予約権の割当日以降、いつでも当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、本項において「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上

- げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上
げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発
行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約
権の取得、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。
15. 新株予約権の譲渡制限
会社法第236条第1項第6号に基づく譲渡制限について該当事項はありません。但し、本割
当契約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限
を合意する予定です。
16. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新
株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金
額の総額を加えた額を、「新株予約権の目的となる株式の数」に記載の株式の数で除した額
とする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会
社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額と
し（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本
金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
18. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、自己の氏
名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、
株式等の振替に関する法律（「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）
のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に
第20項記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権
の数に行使価額を乗じた金額（以下、「出資金総額」という。）を現金にて第21項に定める払
込取扱場所の当社が指定する口座（以下、「指定口座」という。）に振り込むものとする。な
お、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が不備なく第20項の行使請求
受付場所に提出され、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金さ
れた場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。
19. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法
律第75号）及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座
管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付
する。
20. 行使請求受付場所
株式会社海帆 管理部
21. 払込取扱場所
あいち銀行 名古屋駅前支店
22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、
本新株予約権1個当たりの払込金額を1,162円とした。さらに、本新株予約権の行使に際し
て払込をなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使価額は、721円とした。

23. その他

上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としております。

以上